

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 20 号
2 0 1 3 年 1 0 月 3 1 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

軸ダンパ締結構造変更に伴う「締結ナットの緩み事象」に関する申し入れ

2013年10月9日より、大阪交番検査車両所において、交番検査施工時に検査担当者に対して、締結構造が変更された軸ダンパに対する、軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業指示が出された。

組合としては、軸ダンパ締結ナットの緩みは新幹線電車の安全に直結する重大な事象と考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回の事象についても労働組合に対する説明等が一切なかった。またしても繰り返された新幹線電車の安全軽視・労働組合軽視に強く抗議する。
2. 「軸ダンパ締結ナットの緩み事象」は、新幹線電車の安全に影響しないのか明らかにすること。また同事象に対する会社の評価を明らかにすること。
3. 今回、大交両で指示が出された「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」の発端となった事象を具体的に明らかにすること。
4. 大交両「技術連絡25-75」によると、本年3月末に変更を連絡した「軸ダンパ締結構造の変更」で使用するよう指定していた締結ナットを変更するとしているが、締結ナットを以前から使用していたキャスルナットから通常のナットに変更したことが今回の「軸ダンパ締結ナットの緩み」事象の原因なのか明らかにすること。
5. 軸ダンパ締結ナットをキャスルナットから通常のナットに変更した理由を明らかにすること。
6. 軸ダンパ締結ナットを、以前から使用しており信頼性の高いキャスルナットに戻すこと。

7. 現在行っている「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」は、暫定的な施策なのか恒常的な施策なのか明らかにすること。
8. 「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」開始以降に発見された「緩み事象」があるのか具体的に明らかにすること。
9. 「軸ダンパ締結ナットの緩み事象」に対する対策は、新たに変更されたナットへの交換が済むまでの間は、「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」だけなのか明らかにすること。
10. 対策等を施工するにあたっては、現場社員の負担が増大しないよう十分な配慮をとること。

以上